



今月のニュース

平成24年度職員採用試験を実施します(平成25年4月1日採用予定)。  
※詳しくは、市ホームページや今後配布する受験案内にてご確認ください。

市職員・消防職員募集

●問い合わせ 人事課(☎574-6636) 消防総務課(☎571-0900)

**【市職員】**  
**受験案内・申込書** 7月9日(月)～8月3日(金)までに、市役所本庁舎総合案内・総合支所市民生活課・キララ上柴行政サービスセンターで配布します。  
**受験案内・申込書の郵便による請求方法** 返信用封筒(140円分の切手を貼ったA4判の用紙を折らずに入る封筒で、請求者の郵便番号・住所・氏名を記入)を同封の上、「受験案内請求」と朱書きし、☎3666・0029(住所省略可)・人事課に請求(7月20日(金)必着)してください。なお、発送は7月9日(月)以降となります。  
**第1次試験** 9月16日(日)埼玉工業大学  
**【消防職員】**  
**受験案内・申込書** 7月9日(月)～8月3日(金)までに、消防

本部・花園消防署・市役所本庁舎総合案内・総合支所市民生活課・キララ上柴行政サービスセンターで配布します。  
**受験案内・申込書の郵便による請求方法** 返信用封筒(140円分の切手を貼ったA4判の用紙を折らずに入る封筒で、請求者の郵便番号・住所・氏名を記入)を同封の上、「受験案内請求」と朱書きし、☎3666・0029(敷免858・消防総務課に請求)7月20日(金)必着)してください。なお、発送は7月9日(月)以降となります。  
**第1次試験** 9月16日(日)消防本部  
**【職員採用説明会】**  
**とき** 7月7日(土)午後1時30分  
**ところ** 深谷公民館  
**内容** 仕事の内容や勤務条件などに関して、説明を行います。また、受験案内・申込書の先行配布も行います。  
 ※事前の申し込みは不要です。  
 ※この説明会の参加・不参加が合否に影響することはありません。

外国人住民のかたの登録制度が変わります

●問い合わせ 外国人在留総合インフォメーションセンター(☎0570-013904) 市民課(☎574-6640)

①7月9日(月)に外国人登録法が廃止され、外国人住民のかたにも住民票が作成されます。基本的には、適法に3か月を超えて在留する外国人のかたが対象です(観光などの短期滞在者を除く)。  
 ②住民票の作成対象になるかたへ5月7日(月)以降に「仮住民票」を送付します。仮住民票が届きましたら、内容をご確認ください。仮住民票は、外国人登録原票の情報に基づいて作成します。この仮住民票の内容が、住民票に移行されます。  
 ③外国人登録証明書がなくなり、「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます。新しい制度が始まると、従来の「外国人登録証明書」に代わり、中長期在留者のかたには「在留カード」、特別永住者のかたには「特別永住者証明書」が交付されます。なお、「外国人登録証明書」は、新制度移行後も当面の間は使用できますが、一定期間内に切り替え手続きを行ってください。

さい(左表参照)。  
 ④転出届が必要になります。従来の制度と異なり、転出地の市区町村役場に転出届を提出し、転出証明書の交付を受けた後、転入地の市区町村役場に転出証明書を添えて、転入届を提出する必要があります。その際には、「在留カード」または「特別永住者証明書」(またはこれらのカードとみなされる「外国人登録証明書」)も忘れずにお持ちください。

対象	切り替え期限(16歳以上)	切り替え期限(16歳未満)	窓口
特別永住者	外国人登録証明書の「次回確認(切替)申請期間」の初日が、 ①平成24年7月9日から3年以内の場合、3年間(平成27年7月8日まで) ②平成27年7月9日以降の場合は、「次回確認(切替)申請期間」の初日まで	16歳の誕生日まで	市
永住者	平成27年7月8日まで	平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで	入国管理局
上記以外	在留期間の満了日まで	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで	

緊急速報メールを拡充

●問い合わせ 自治防災課(☎574-8597) 秘書課(☎574-6631)

市では、平成20年9月に、「ドコモ」が提供している緊急速報メールの利用を開始し、地震・災害・避難情報などを携帯電話のメールに配信するサービスを行ってきました。このたび、auやソフトバンクでも同様のサービスを開始したため、5月から拡充してサービスを行っていく予定です。

②緊急速報メールの受信設定を利用すること  
 ③メール配信時に携帯電話が深谷市の区域内にあること  
 なお、市への登録などの手続きは必要ありません。  
**深谷市メール配信サービスもご利用ください**  
 緊急速報メール対象機種以外の携帯電話をお使いで、災害・避難情報を配信希望のかたは、「深谷市メール配信サービス」の災害・防災情報をご利用ください(左図参照)。

深谷市メール配信サービス登録方法

市モバイルサイトからメール配信サービスページへ

モバイルサイト 2次元バーコード

モバイルサイト <http://mobile.city.fukaya.saitama.jp/>

メール配信サービス登録画面へ

空メールを送信(何も入力せずに送信)

配信メニューを選択し登録

登録完了

※登録は無料です。インターネット接続やメールの送受信などに掛かる費用は利用者の負担となります。

国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所(☎522-5132) 保険年金課(☎574-6641) 岡部市民生活課(☎585-2213) 川本市民生活課(☎583-2783) 花園市民生活課(☎584-1121)

**【第1号被保険者の独自給付(付加年金)】**  
 第1号被保険者・任意加入被保険者が、定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せられます。  
**年金額** 200円×付加保険料納付月数(老齢基礎年金を「繰り上げ」、「繰り下げ」請求した場合は、老齢基礎年金額と同じ率で減額・増額されます)  
 ※国民年金基金に加入中のかたは利用できません。  
**【寡婦年金】**  
 第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に60～65歳になるまでの間支給されます。

**【死亡一時金】**  
 第1号被保険者として保険料を納めた月数(¼納付月数は¼月、½納付月数は½月として計算)が36月以上あるかたが、老齢・障害基礎年金のいずれも受けないまま亡くなったとき、そのかたと生計を同じくしていた遺族(配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹)の中で優先順位の高いかたに支給されます。  
**【死亡一時金額】** 保険料を納めた月数に応じて12～32万円(付加保険料納付月数が36月以上は8,500円が加算)  
 ※遺族が、遺族基礎年金を受けられる場合は支給されません。また、寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。  
 ※死亡一時金を受ける権利の効力は、死亡日の翌日から2年です。